

## 第15回輪になろう中央市民のつどい 出店要領

### 1. 募集の趣旨

「輪になろう中央市民のつどい」において、中央市内の個人・団体、及び近隣市町村の方が出店することにより、イベントの活気を一層高め、参加者間の交流を促進します。これにより、相互理解を深めるとともに、より良い地域づくりに繋がります。

### 2. 実施日時

令和7年3月23日（日） 午前10時～午後3時

### 3. 会場

中央市立玉穂総合会館（中央市下河東620）

### 4. 主催

- 輪になろう中央市民のつどい実行委員
- 中央市社会福祉協議会

### 5. 出店要件

「輪になろう中央市民のつどい」に出店できる者は次のいずれかに該当する者としません。

- 中央市民である個人
- 中央市民で構成される団体
- 近隣市町村住民及び団体
- その他主催者が認めた個人及び団体

※次に該当する団体は出店できません。

- 政治活動・宗教活動または不当な営利活動を目的とする団体等
- 公の秩序または善良の風俗に反する団体等

### 6. 募集出店区画数

56区画（先着順・原則として1団体につき1区画）。募集区画詳細は次の通りです。

- 一般区画（間口3.3m×奥行3m）・・・52区画
- キッチンカー区画（間口6m×奥行3m）・・・4区画

### 7. 出店料

無料

## 8. 出店申込方法

全ての提出書類に必要事項を記入の上、中央市社会福祉協議会玉穂本所窓口まで提出してください。

また、中央市社会福祉協議会のホームページ上でも同時に受け付けます。

なお、上記の申込み方法以外は受け付けません。

必要書類は中央市社会福祉協議会のホームページからダウンロードできます。(中央市社会福祉協議会玉穂本所窓口にも用意があります。)

① 申込書提出期間 令和6年11月1日(金)～令和6年12月20日(金)

※窓口受付時間は午前9時～午後5時までです。

※土・日・祝日及び平日正午から午後1時を除きます。

② 申込書提出先 中央市社会福祉協議会玉穂本所(中央市下河東620 玉穂総合会館内)

③ 出店申込書類 (1) 出店申込書(様式1-1)

(2) 出店代表者・参加者名簿(様式1-2)

(3) 提供食品の概要(様式2-1)※食品提供者のみ

(4) テント内配置図(様式2-2)※食品提供者のみ

## 9. 出店者の決定

申し込み先着順に中央市社会福祉協議会で審査の上、募集の趣旨に沿った出店者として認められた団体等に決定通知書を送付します。決定通知書の発送をもって出店決定とします。

## 10. 出店者説明会

出店が決定した団体等は、出店者説明会に必ず出席してください。

● 日時 令和7年2月4日(火)午後7時から

● 場所 中央市立玉穂総合会館 多目的室2-3

## 11. 出店に係る設備・手続き等について

(1) 主催者が担うもの

① 出店スペースの用意

一般区画(間口3.3m×奥行3m/1区画)

キッチンカー区画(間口6m×奥行3m)

※一般区画には机のみ2台まで用意します。

② 出店申請の受付、審査、決定、通知

③ 出店者説明会の計画・開催

④ 出店当日の見回り

⑤ 出店配置場所見取図の作成

⑥ 会場内手洗い水道・トイレの確保・手洗い石鹸の設置

⑦ 火気類使用に伴う消防署への申請

- ⑧ 事故等に対する行事用保険への加入
- ⑨ 出店者用の駐車場確保（各出店者1台分を確保）
- ⑩ 保健所への相談伺いの提出と全店の衛生指導

(2) 出店者が担うもの

- ① 出店申込書、出店代表者・参加者名簿の提出
- ② 食品提供に係る保健所申請等各書類の提出 ※食品提供団体のみ
- ③ ゴミ袋、片付用の掃除用具の用意
- ④ 消火器の用意（当日、消防署員が巡回します）※火器を扱う出店者のみ
- ⑤ その他、上記以外に必要な備品の用意

12. 火気の使用方法

- ① 燃焼機器（コンロ・炭火）を机の上で使用する場合は、机の上に耐火ボードを敷き、その上で使用してください。
- ② ガスホースは安全バンドで締結し、ガスボンベは倒れないように固定してください。ガスホースは、新しいものを使用してください。
- ③ 燃焼機器の（コンロ・炭火）の三辺に不燃性の囲いを設置し、風防対策を行ってください。
- ④ ボンベ・コンロ・耐火ボード・囲いについては、各自で用意してください。
- ⑤ 万が一の火災に備え、消火器等を必ず準備してください。（当日消防署員が点検します）
- ⑥ 模擬店の出店に際し、甲府地区広域行政事務組合火災予防条例の一部改正（平成26年12月1日）に伴い、火気器具を使用する催しは、消火器の設置が義務付けられました。火気器具を使用して模擬店を開設する場合には、消防署へ開設届を提出しなければなりません。主催者が取りまとめますので、出店申込書に火気器具の使用の有無及び消火器の設置本数を記入してください。

13. ゴミの処理方法

出店者ごとにゴミ箱を設置し、出店することで生じたゴミ（食べ残し、容器等を含む）は、全て持ち帰ってください。会場内に設置するゴミ箱に捨てることは厳禁です。

14. イベントの中止

雨天決行を原則としますが、各出店団体は雨天時の対応も考慮し出店してください。天災（地震、台風等）または主催者側の都合により、まつりが中止になる場合があります。中止になった場合に被った損害に関して、主催者側は一切補償しませんので、予めご了承ください。

15. 個人情報の取り扱い

出店申込を通して知り得た個人情報は適切に保護し、本イベントの事務、運営にのみ使用します。また、使用目的と照合し不要になった個人情報は速やか且つ適切に廃棄します。

16. 出店取り消し

本要領を遵守しない場合、主催者の指示に従わない場合、または法令等に抵触する場合は、出店を取り消します。

17. その他注意事項

(1) 福祉団体及び障害をお持ちの方の出店について

出店者には原則として出店区画及び机2台のみの用意となりますが、「福祉団体及び障害をお持ちの方」につきましては、テント・椅子の貸出等させていただきますので、ご相談ください。

(2) 出店において飲食物を提供する場合について

食品提供の概要（様式2）を期日までに中央市社会福祉協議会へ提出してください。

※模擬店の出店に際し、食品の安全確保の観点から、食品提供の概要（別紙様式2号）を中北保健所に提出し指導を受けなければなりません。そのため、取扱食品や取扱方法が制限される場合があります。

(3) 酒類販売禁止について

酒類（アルコール度数1以上の飲料、または溶解してアルコール度数1以上の飲料とする事ができる粉末）の販売は禁止とします。

酒類の販売が確認された場合、即時出店を中止していただきます。

※本要領における「福祉団体」とは、NPO法人、社会福祉法人、民間のボランティア団体等を指します。